

# 第91回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和4年1月20日（木）15時30分～  
場 所：県庁12階 大会議室

## 議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

# 香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
1月19日現在	1月18日現在	1月19日現在	1月18日現在
<b>691人</b>	<b>579人</b>	194人	155人

1月 累積新規感染者数		12月 累積新規感染者数
1月19日現在	1月18日現在	
912人	745人	3人

指 標		1月19日現在	1月18日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	<b>29.9%</b> <small>&lt;入院患者79人/病床264床&gt;</small>	<b>29.2%</b> <small>&lt;入院患者77人/病床264床&gt;</small>
	② // (重症確保病床使用率)	<b>0.0%</b> <small>&lt;重症者数0人/病床30床&gt;</small>	<b>3.3%</b> <small>&lt;重症者数1人/病床30床&gt;</small>
	③療養者数 (対人口10万人)	<b>83.3人</b> <small>&lt;792人 [入院81人、宿泊療養等711人]&gt;</small>	<b>68.7人</b> <small>&lt;653人 [入院78人、宿泊療養等575人]&gt;</small>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	<b>72.7人</b> <small>&lt;直近1週間(1/13~1/19) 691人&gt;</small>	<b>60.9人</b> <small>&lt;直近1週間(1/12~1/18) 579人&gt;</small>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

# 感染拡大に対応した保健医療提供体制の確保

## 1 病床、宿泊療養施設の確保

○病床 確保病床 264床（使用病床 81床(1月19日現在)）

現在(フェーズ2):即応病床 189床 ⇒ 94床使用でフェーズ3 264床へ移行

○宿泊療養施設 3棟 368室（入所者数 187人(1月19日現在)）

丸亀市内に4棟目(120室程度)を準備中 今月中に完了見込み

## 2 保健所の体制確保

○職員の増強

応援保健師 延べ92人(1月19日まで) IHEAT(保健師等人材バンク)の活用、市町保健師の協力等  
その他応援職員 延べ475人 事務職員の動員等

○積極的疫学調査の重点化

調査範囲を、濃厚接触者や高齢者等のハイリスク者に重点化 抗原検査キットを活用した検査

## 3 自宅療養への支援

○健康観察、診察医療機関 107機関 ⇒ 医師会等と協力し、増強を図る

○パルスオキシメーター 1,389個 必要な方へ確実に配布

## オミクロン株の県内発生を踏まえたPCR無料検査等の要請期間延長

- 対象者 無症状で感染に不安を感じる県民の方
- 要請期間 令和4年1月2日（日）から2月28日（月）まで、1か月延長
- 無料検査の流れ
  - ①対象者は県に登録された実施事業者（医療機関、薬局等）へ検査を申込み
  - ②実施事業者では本人確認のうえ、原則対面で無料検査を実施（PCR検査等、抗原定性検査）
  - ③実施事業者から受検者に対し検査結果通知書を発行

## 介護施設等・障害者支援施設等従事者への一斉検査の申込期限の延長

- 対象者 介護施設等従事者、障害者支援施設等従事者  
※高松市の施設を除く
- 実施手法 希望する施設に対し検体採取容器を配布
- 検査方法 唾液採取によるPCR検査
- 実施期間の延長 令和4年1月4日（火）から1月25日（火）まで、1週間延長

## 知事から「まん延防止等重点措置」の実施に伴う 県民の皆さまへのお願い

全国各地でオミクロン株を含めた新規感染者数が急増する中、本県も感染が急激に拡大しており、本日、過去最多となる167人の新規感染者が発生し、直近1週間の累積新規感染者数は691人、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も29.9%となるなど、保健所への負担や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが高まる非常に厳しい状況にあります。

また、特に今般のオミクロン株による感染の特色として、感染力が極めて強く、感染者や濃厚接触者が急増することにより、企業等の事業活動の継続に大きな影響を与えることが懸念されます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっています。このため、早期に強い対策を行うことで感染拡大を速やかに抑え、県民の皆さまの生命を守る適切な医療提供が続けられるよう、1月18日、国に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されるよう要請いたしました。

これを受け、本県を含む1都12県を、1月21日（金）から2月13日（日）までの間、新たにまん延防止等重点措置区域に加えることなどが、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において決定され、今般、公示されました。

県民の皆さまには、今一度、オミクロン株の出現によってこれまでとは変わり、感染のリスクが非常に高まっていること、現在の感染の中心である若年層から、高齢者や基礎疾患のある方々へと感染が広がれば、医療がひっ迫し、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれもあること、などをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など、引き続き、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、改めてお願いいたします。

また、飲食店の皆さまには、これまで8度に渡り、営業時間短縮の要請等についてお願いしてまいりました。再び、非常に大きなご負担をお掛けすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置による対策の強化をおこなうことで、県民の皆さま、事業者の皆さまには、長期間これまで以上にご負担をおかけすることになり、大変申し訳ありませんが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を行うために、ご理解とご協力をお願いします。

令和4年1月20日

香川県知事 浜田 恵 造

感染拡大防止対策期（1月13日～2月13日）

資料2-2

# 香川県 まん延防止等重点措置

<期間>

令和4(2022)年1月21日(金)

～

令和4(2022)年2月13日(日)

## 実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域の県民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

## 措置区域

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町（8市6町）

## 期間

令和4年1月21日(金)～2月13日(日)

## ●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底するよう協力要請
  - 【別添1】：人の接触を8割減らす10のポイント  
(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
  - 【別添2】：新しい生活様式(生活スタイル)の実践例  
(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正)
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
  - 【別添3】：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう協力要請  
(対象者全員検査を受けた場合を除く)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
  - 【別添4】(省略)：業種別ガイドライン



## ●県民への協力要請②【法第24条第9項】

- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請  
【別添5】：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルの5人以上の会食を避けるよう協力要請  
※ 対象者全員検査を受けた場合は、同一グループの同一テーブルの5人以上の会食も可能
- 感染リスク高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う  
【別添6】：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫  
(令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

●**県民への要請**【法第31条の6第2項】

措置区域

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請

●**県外から本県に来県される皆様への働きかけ**

香川県以外の地域

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ

## ●事業者への協力要請①【法第24条第9項】

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請  
【別添4】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請  
【別添7】：今後における適切な感染防止策  
【別添8】：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請  
【別添9】：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 事業所に関する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組みを行うよう協力要請
- 職場に出勤する場合、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを強力に推進するよう協力要請
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

## ●事業者への協力要請②【法第24条第9項】

香川県全域

- ・ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう協力要請
- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請
- ・ 飲食店における同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請  
※ 認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く

## ●事業者への要請【法第31条の6第1項】

措置区域

- ・ 飲食店に対し、営業時間の短縮を要請
- ・ 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請
- ・ 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請  
（※）「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」、など

# 飲食店への営業時間短縮の第9次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

1 実施期間(要請期間) 令和4年1月21日(金) 午前0時 ～ 2月13日(日) 午後12時

## 2 対象区域(8市6町)

高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市
土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	琴平町	多度津町		

3 根拠 特措法第31条の6第1項、第24条第9項

4 対象 **対象区域(8市6町)**において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗  
 ✓ 小売りを営業主体とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

## 5 要請の内容

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
要請の内容	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		
	✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後9時</b> までに限る	✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後8時</b> までに限る	✓ 営業時間は、午前5時から <b>午後8時</b> までに限る
	✓ 『酒類の提供』は <b>午後8時まで</b>	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請
	→ 『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする (申請を取り下げた場合を除く)		—
	✓ 同一グループの同一テーブルでの <b>5人以上の会食を避ける</b> よう協力要請 ( <b>認証店</b> のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く)		

飲食店を経営されている皆様には、9度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。8

# 香川県営業時間短縮協力金（第9次） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

※第9次要請について、準備期間を考慮し、遅くとも1月24日（月）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。  
 ※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。  
 ※『認証店』については、時短営業の内容を選択制としており、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いします。

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
時短営業の内容	営業時間・午前5時から午後9時まで 酒類提供・午後8時まで	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）
協力金の内容	※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。
	＜中小企業＞ 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて		
	<b>2.5万円～7.5万円</b> ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律2万5千円/日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高×0.3 （上限7万5千円/日）	<b>3万円～10万円</b> ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律3万円/日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高×0.4 （上限10万円/日）	<b>3万円～10万円</b> ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律3万円/日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高×0.4 （上限10万円/日）
	＜大企業＞ ※中小企業においてもこの方式を選択可		
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日又は前年度若しくは前々年度1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日	

※申請受付要項は、2月下旬に公表します。  
 ※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。



# 香川県営業時間短縮協力金（第9次）～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第9次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、2月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も令和4年1月21日（金）から2月13日（日）までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける、要請対象の飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	の飲食店 定額 30万円（10日分） （認証店が午後9時までの時短を選択する場合、12日分）
土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	琴平町	多度津町			

## 申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 1月21日～2月13日の時短等要請に全面的にご協力いただける事業者（準備期間を考慮し、遅くとも1月24日午前0時からご協力いただいた場合は、協力金の対象となります）
- ✓ 第1次～第8次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第9次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること（売上高減少額方式は選択できません）

## 早期一部支払い制度の概要

### 【イメージ】

時短要請	第1次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第5次 8/7～8/19	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12	第8次 9/13～9/30	第9次 1/21～2/13	本申請受付	
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間	24日間 10(12)日分		↑ 前払い金の対象
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間	24日間 10(12)日分 <small>（要請対象の市町）</small>		

いずれかの営業時間短縮協力金の受給実績あり

※早期一部支払い制度の詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、2月上旬に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

## 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置を実施する対象施設

種類	対象施設例（※その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの）
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
運動施設 及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
物品販売業 を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ）
サービス業 を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療等



## ● イベント等の開催【法第24条第9項】

香川県全域

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請  
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

【別添10】：イベント等の開催に係る留意事項

## ● 県有施設等における対応

香川県全域

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開館・開園する。
- 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の貸館予約（※）については、新規分の受付を停止する。  
※ 栗林公園、県立ミュージアム
- 対策期間における県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施する。

## ●県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、在宅勤務の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減や、時差出勤等による接触機会の低減に取り組む。

令和 4 年 1 月 2 0 日

イベント等の開催に係る留意事項について  
(イベントに関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和 4 年 1 月 2 1 日 (金) から同年 2 月 1 3 日 (日) までの間

※ 令和 4 年 1 月 2 0 日 (木) までにチケットが販売されたイベントについては、同日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、適用期間以降、開催制限を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(できるだけ 2 m、最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

※ 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。

なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管することとする。

ただし、上記 2 の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント (大声なし) を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000 人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

#### 4 感染防止安全計画の策定・提出

##### (1) 対象

大声なしの5,000人超のイベント

##### (2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は20,000人とする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

なお、安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

##### (3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

#### 5 留意事項

別添10：イベント等の開催に係る留意事項

省略

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

省略

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

省略

#### (参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年1月19日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その2)」(令和4年1月19日付け事務連絡)

都道府県等においては、本事務連絡等のイベントの開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡  
令和4年1月19日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の4第1項に基づき、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県において、まん延防止等重点措置を令和4年1月21日から同年2月13日まで実施する旨の公示等を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにも留意されたい。

記

1. イベントの開催制限

(1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三（5）1）等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベント（開催される施設等の種類を問わない。以下同様とする。）の開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

事務連絡  
令和4年1月19日

各都道府県知事 殿  
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

### イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その2）

令和4年1月19日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更され、別途定めたワクチン・検査パッケージ制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」という。ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨等については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を参照されたい。）を、原則として、当面適用しないこととし、対象者（イベント開催等において定められた人数上限（緊急事態措置区域においては10,000人、まん延防止等重点措置区域である都道府県全域においては20,000人）を超える範囲の入場者）に対する全員検査（以下「対象者全員検査」という。対象者全員検査については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日事務連絡）等を参照されたい。）を実施した場合に制限緩和をする（ただし、まん延防止等重点措置区域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、制限緩和をすることも可能とする。）との方向性が示された。

各都道府県並びに各府省庁においては、基本的対処方針及び本事務連絡等を踏まえ、対応をお願いしたい。

以下、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用して制限緩和を行う場合の留意事項をお示しする。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、イベント開催時に必要な感染防止策の項目等について変更があり得ることに留意されたい。

#### 1. 安全計画について

（1）概要（別紙1を参照）

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベン

# 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年 5月15日 令和3年 4月19日改正  
 令和2年 8月21日改正 令和3年 5月 8日改正  
 令和2年 12月 8日改正 令和3年 7月 9日改正  
 令和3年 1月 8日改正 令和3年 11月 24日改正  
 令和3年 3月 31日改正 令和3年 12月 10日改正  
 令和3年 4月 3日改正 令和4年 1月 12日改正

参考

		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
国の新たなレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	医療提供体制	①確保病床使用率	—	20%以上	50%以上	状況を見て総合的に判断
		②重症確保病床使用率	—	20%以上	50%以上	
		③療養者数 ※ (人口10万人当たり) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	190人程度以上 (20人以上)	380人程度以上 (40人以上)	
	感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (人口10万人当たり)	—	143人程度以上 (15人以上)	285人程度以上 (30人以上)	
○感染の拡大傾向における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況の①～④の指標等を踏まえ、「予測ツール」を参考にし、総合的に判断。また、移行基準より早めの移行も検討 ○感染の下降局面における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、①～④の指標等を踏まえ総合的に判断						
対応方針	共通事項	「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底、接触確認アプリ（COCOA）のインストール・積極的活用				
	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ①帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ②緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える（ワクチン・検査パッケージ制度（VTP）の適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法24⑨又は法31の6②による要請】 ・(1)(2)③④⑤の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	【まん延防止等重点措置区域】となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  【緊急事態措置区域】となった場合 【法24⑨又は法45①による要請】 ・(1)(2)③④⑤対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・路上・公園における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の自粛の要請を検討 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に依拠していない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請することを検討
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討	【法24⑨又は法31の6①等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討 ・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【まん延防止等重点措置区域】となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  【緊急事態措置区域】となった場合 【法24⑨又は法45②等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組みの推進の働きかけを検討 ・「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討
	イベント等の開催	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	【まん延防止等重点措置区域】となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  【緊急事態措置区域】となった場合 【法24⑨又は法45②による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討
	県有施設等における対応	・適切な感染防止策を講じた上で開館	・(1)(2)の対策の徹底	・(1)(2)の対策の徹底	【まん延防止等重点措置区域】となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として時短や休館等を検討	【まん延防止等重点措置区域】となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  【緊急事態措置区域】となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討
○各対策期における措置の実施の要否にあたっては、医療提供体制、感染状況等を総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討						





令和4年1月20日  
部署名：交流推進部観光振興課  
総務・誘客推進グループ  
担当者：仲川、長尾  
連絡先：ダイヤルイン 087-832-3361  
087-831-1111（内線 3513）

## 「新うどん県泊まってかがわ割」の新規予約の停止等について

本県における「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、令和4年1月21日（金）から新規予約の受け付けを停止します。

また、既存予約については、令和4年1月27日（木）から2月13日（日）までに出発する旅行について助成の適用を停止します。

### 1 新規予約の受付停止について

○期間：令和4年1月21日（金）から当面の間

○対象：香川県在住者

\* 愛媛県在住者については、令和4年1月13日（木）から受け付けを停止しています。

\* 岡山県在住者については、令和4年1月15日（土）から受け付けを停止しています。

\* 徳島県、兵庫県在住者については、令和4年1月18日（火）から受け付けを停止しています。

### 2 既存予約の助成停止について

○対象：香川県、徳島県、愛媛県、兵庫県、岡山県の在住者

○令和4年1月21日（金）から1月26日（水）までに出発する旅行については、助成を適用します。

○令和4年1月27日（木）から2月13日（日）までに出発する旅行については、助成を停止します。

○令和4年1月21日（金）から2月13日（日）までに出発する旅行のキャンセルについては、

1月31日（月）までにキャンセルしたものに限り、県が旅行会社及び宿泊施設に対して、キャンセル料をお支払いします。

2月1日（火）以降にキャンセルした場合は、旅行者の自己負担となりますのでご注意ください。

### 3 問合せ先

#### 【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住 所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間：平日10：00～17：00

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>





## 学校における対応について

学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、1月21日～2月13日の間、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知する。

また、市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

### 1 感染症対策について

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- オミクロン株による学校に関連した感染拡大も懸念されることから、健康観察を徹底すること。
- 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。
- 児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者の特定にあたっては、必要な情報提供など、保健所に協力するとともに、行政検査の対象とならない児童生徒及び教職員に対しPCR検査を実施する学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。
- 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、最少人数や短時間での活動、人との距離の確保等、学習方法を工夫しながら、感染対策を徹底したうえで行うこと。

### 2 部活動について

#### 【実施の可否】

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	×
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

### 3 特別活動等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、原則として実施しないこと。
- 宿泊を伴わない活動は、感染状況等を勘案のうえ、実施の可否を慎重に判断すること。実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。
- 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、宿泊・日帰りともに受入れを行わない。

# 香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
1月19日現在	1月18日現在	1月19日現在	1月18日現在
691人	579人	194人	155人

1月 累積新規感染者数		12月 累積新規感染者数
1月19日現在	1月18日現在	
912人	745人	3人

指 標		1月19日現在	1月18日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	<b>29.9%</b> <入院患者79人/病床264床>	<b>29.2%</b> <入院患者77人/病床264床>
	② // (重症確保病床使用率)	<b>0.0%</b> <重症者数0人/病床30床>	<b>3.3%</b> <重症者数1人/病床30床>
	③療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>83.3人</b> <792人 [入院81人、宿泊療養等711人]>	10万人当たり <b>68.7人</b> <653人 [入院78人、宿泊療養等575人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>72.7人</b> <直近1週間(1/13~1/19) 691人>	10万人当たり <b>60.9人</b> <直近1週間(1/12~1/18) 579人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

まん延防止等

重点措置

1月21日(金)～2月13日(日)

# 人との接触を8割減らす、10のポイント

別添1

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で  
オンライン帰省



2 スーパーは1人  
または少人数で  
すいている時間に



3 ジョギングは  
少人数で  
公園はすいた時間、  
場所を選ぶ



4 待てる買い物は  
通販で



5 飲み会は  
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは  
自宅で動画を活用



8 飲食は  
持ち帰り、  
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために



10 会話は  
マスクをつけて



3つの密を  
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・  
咳エチケット・  
換気や、健康管理  
も、同様に重要です。

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

# 新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

## 飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

# マスクの着用を！ 大声で会話しない！

## 接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

# 手洗い・消毒を こまめに！

## マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

# 適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。



自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

# 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

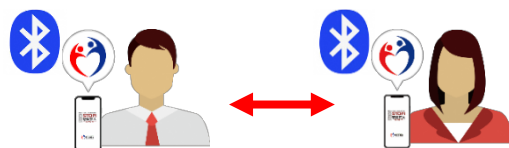


\*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る  
ことができる、スマートフォンのアプリです

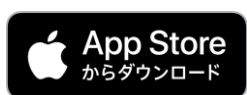
- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

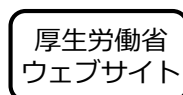
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



## 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

## 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

## 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

## 問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

## 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

## 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者の感染可能期間で、最大過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センター等の連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。

## 問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センターなどの連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

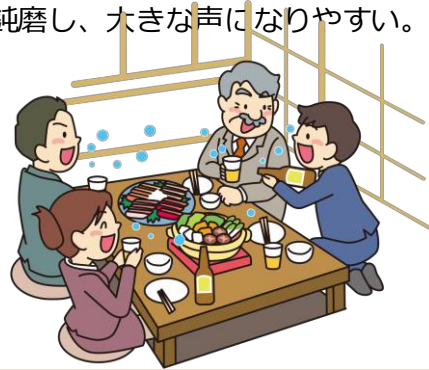


# 感染リスクが高まる「5つの場面」

別添6

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



## 感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

### <利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
  - ②なるべく普段一緒にいる人と、
  - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）  
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※<sup>1</sup>はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※<sup>2</sup>。）
  - ※<sup>1</sup> フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
  - ※<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

### <お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。  
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、  
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

#### 【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

# 今後における適切な感染防止対策

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</li> <li>・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保</li> <li>・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li> <li>・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> </ul>
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする</li> <li>・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒</li> <li>・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒</li> <li>・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止</li> </ul>

**新型コロナウイルス うつらない、うつさない**

**飲食事業者の皆様へ**

別添 8

**店舗等での感染防止策の確実な実践**

◎ 「かがわ安心飲食店認証制度」の認証取得を！

◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！

・ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける

※ 対象者全員検査を実施した会食については、5人以上の会食も可能とする

・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）

・ パーティションの活用

・ 会話の際は、マスクを着用

・ 適切な換気



# イベント等の開催に係る留意事項

香川県全域

別添10

## 【イベント等の開催制限】

	収容率 ※1	人数上限 ※1
大声なし	100%以内 ※2	5,000人
大声あり	50%以内 ※3	(感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合は20,000人 ※4)

※1 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空ける。

※4 安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

## 【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。【省略】別紙1・参考資料（別紙4）
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

## 【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、大声なしの5,000人超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。【省略】別紙2・参考資料（別紙4）
- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。【省略】別紙3